

石狩市地球温暖化対策推進計画改定業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の概要

(1) 事業の名称

石狩市地球温暖化対策推進計画改定業務委託

(2) 事業の目的

国は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の改正や、地球温暖化対策計画の改定に伴う新たな温室効果ガス削減目標の設定、地方創生につながる再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入促進として、市町村の地球温暖化対策実行計画に再エネ促進区域の設定を求めるなど、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて加速的な取り組みを推進している。

本市は、令和2年12月「2050年ゼロカーボンシティ宣言」、令和4年4月には「第一回脱炭素先行地域」に選定されるなど、2030年更には2050年の脱炭素社会の実現、加えて地域課題の解決を共に達成すべく様々な施策に取り組んでいるところである。

これらの背景を踏まえ、「石狩市地球温暖化対策推進計画（区域施策編及び事務事業編）」の改定を行う。

(3) 事業内容

石狩市地球温暖化対策推進計画（区域施策編及び事務事業編）に新たな削減目標設定や温対法に係る促進区域の設定などを加え、脱炭素社会に向けた基本的な方針や講ずべき施策を定めるための、現行計画の改定を行う。

詳細は「石狩市地球温暖化対策推進計画改定業務委託」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 契約上限金額

契約上限金額 6,800,000円（税込）

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本事業の規模を示すものである。

(5) 事業期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

2. 参加資格要件

本手続に参加できるものは、次に掲げる全ての要件を満たしている単独企業又はグループ（複数の企業の共同体）とする。ただし、グループで参加する場合は、グループを構成する全ての企業が次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- ① 参加表明書の提出日において、国税（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税）・都道府県民税・石狩市税（法人市民税及び固定資産税）に滞納がないこと。
- ② 参加表明をする企業の代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- ③ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に掲げる者でないこと。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）及び暴力団又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

- ⑥ 石狩市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成8年要領第2号）による指名停止の措置を石狩市から受けていないもの。
- ⑦ 自己の責任による災害、事故について迅速に対応が出来るとともに、相応の補償能力があること。
- ⑧ 北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。

3. 契約方法

提出された企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

なお、第1優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、若しくは「2.参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約の交渉を行うこととする。

また、参加提案者が1者の場合にあっても審査を実施し、提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

4. 質疑の受付と回答

- (1) 提出書類 質問・回答書 <第4号様式>を使用した文章によるものとする。
- (2) 提出方法 電子メールでのみ受付
- (3) 受付期間 令和5年3月10日（金）から3月20日（月）午後5時まで（必着）
- (4) 回答方法 質問に対する回答は受付期間が終了した後一括で行うこととし、令和5年3月23日（木）までに参加事業者全員に電子メールにて通知する。

5. 参加表明書に関する事項

(1) 提出書類

提出書類は下記の通りとする。グループで参加する場合、①～④の書類は代表者名で作成し、⑤の書類はグループの構成員すべてについて対象とする。

- ① 参加書類受理票 <第1号様式>
- ② 参加表明書 <第2号様式>
- ③ 業務経歴書① <第3号様式>（年度、発注者、業務名、契約金額、担当者名を記載し、契約書の写し、業務の概要がわかるものを添付すること。）
- ④ 登記簿謄本（写し可）・・・申請時において3ヶ月以内のもの
- ⑤ 令和5・令和6年度石狩市競争入札参加資格者登録名簿に登録されていない者の場合、次に掲げる書類（写し可）
 - ア. 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）（直近2年度決算分）
 - イ. 国税の納税証明書 その3の3（法人税及び消費税及地方消費税）
 - ウ. 市税の納税証明書（法人市民税及び固定資産税）（直近2年度分）※ イ、ウは、申請時において3ヶ月以内であるものとし、納税証明書に記載されている滞納がないものに限る。
- ⑥ グループで参加する場合は、グループの構成員と役割を記載したグループ構成表<様式任意>

- (2) 提出期間 令和5年3月10日（金）から3月20日（月）午後5時まで（必着）
（持参、郵送ともに必着。）
- (3) 提出場所 「10.担当部局（書類提出先・問合せ先）」に提出すること。
- (4) 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかに限る。）
- (5) 参加事業者の決定

提出のあった参加表明書等を審査のうえ参加事業者を決定し、参加表明のあった事業者に対し、審査結果を令和5年3月27日（月）までに電子メールにて通知する。

6. 企画提案書に関する事項

(1) 提出書類

＜第5号様式＞に、次の項目を内容とする企画提案書を添付して提出すること。なお、企画提案書に使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、用紙はA4版で、全体で15ページ以内（表紙は含めない。）とすること。グループで参加する場合、①～③及び⑤の書類は代表者名で作成することとし、④の書類は構成する者別に作成すること。

① 提案書等受理票 ＜第5号様式＞

② 企画提案書 ＜任意様式＞

・仕様書に沿って企画提案書を作成すること。なお、業務内で作成する温対計画の構成及びイラスト等のデザインイメージを記載すること。

・企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成すること。

・仕様書に示した内容は、本市が本業務の実施にあたって必要と思われる内容を基準として示したものであり、仕様書に記載された手段、回数、数量等に関しては、必ずしも仕様書の内容に限られる必要はないため、企画提案者の知識、経験等を活用し、より効果的、効率的、経済的な手法がある場合は、貴事業者の判断で仕様書に記載されている事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案に努めること。

③ 業務見積書及び内訳書 ＜任意様式＞

④ 事業者概要書 ＜第6号様式＞

⑤ 業務経歴書② ＜第7号様式＞

(2) 提出期間 令和5年3月27日（月）から4月6日（木）午後5時まで
（持参、郵送ともに必着。）

(3) 提出場所 「10. 担当部局（書類提出先・問合せ先）」に提出すること。

(4) 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかに限る。）

(5) 提出部数 正本1部、副本10部（副本については複写可とする。）

7. 審査方法

(1) 契約候補者の選定

参加資格の審査、企画提案書の審査、評価、選定及びその他本プロポーザルに係る庶務は、市職員で構成する「石狩市地球温暖化対策推進計画改定業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」を設置して行う。

企画提案書の提出を受けたあと、企画提案者によるプレゼンテーションを行い、評価が最も優れている事業者を契約候補者として決定する（次点者も決定する。）。

なお、本プロポーザルに参加した他の参加者の情報、審査結果及び評価点は公開しない。審査結果については、提案者全員に対し自己の結果のみを通知する。評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は公開しない。また、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けられないものとする。

また、応募が多数の場合（5件を超える場合を想定。）は、書類による1次審査を実施し、1次審査を通過した参加者のみプレゼンテーションを実施する場合がある。その際には、1次審査結果を提案者全員に通知する。

(2) プレゼンテーション

企画提案内容を確認するため、プレゼンテーション及び審査委員からの質疑応答を行なう。

① 実施日程 令和5年4月12日（水）※予定

② 実施場所 石狩市役所 本庁舎3階 301会議室 ※予定
（石狩市花川北6条1丁目30番地2）

③ 企画提案の説明及びヒアリング

1者あたり30分程度（プレゼンテーション：20分、質疑応答：10分程度）を予定。

④ 審査項目 別紙のとおり

⑤ 最高得点者が2者以上ある場合（同点の場合）の決定方法

上記④審査項目のうち「提案内容」の点数の合計点が高い者を契約候補者に決定する。なお、「提案内容」の点数の合計点も同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。

- ⑥ 参加者が1者となった場合は、委員の総合計点が最低基準点（6割）を超えた場合に限り契約候補者として決定する。
- ⑦ 委員の総合計点が最低基準点（6割）を超えない場合は、契約候補者として認めない。
- ⑧ その他
会場にノートパソコン（windows）、HDMI ケーブル、RGB ケーブル、プロジェクター及びスクリーンを用意する。なお、参加者がパソコンを持参することも可能である。
プレゼンテーションの時間等については、別途、通知する。

(3) 審査結果

審査結果は、プレゼンテーション参加者に対し、書面「企画提案書の審査結果について」＜第8号様式＞及び電子メールで通知する。

8. スケジュール

公募開始	令和5年3月10日（金）
参加表明書の提出期間	令和5年3月10日（金）～3月20日（月）午後5時（必着）
質問期間	令和5年3月10日（金）～3月20日（月）午後5時（必着）
質問への回答期限	令和5年3月23日（木）
資格審査結果通知	令和5年3月27日（月）
企画提案書等の提出期間	令和5年3月27日（月）～4月6日（木）午後5時（必着）
プレゼンテーション審査	令和5年4月12日（水）を予定
結果通知	審査後7日以内
契約手続き	令和5年4月下旬を予定

9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 次の条件のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。
 - ① 企画提案書の内容に虚偽の内容が記載されている場合
 - ② 企画提案書に記載がない事項に関する提案が含まれている場合
 - ③ 関係者に対して工作等不当な活動を行ったと認められる場合
 - ④ 企画提案書が定められた提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (4) 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 参加者から提案された関係書類は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書の機密保持には十分配慮する。
- (7) 参加表明書又は企画提案書の提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した辞退届＜第9号様式＞を提出すること。辞退することによって、今後の石狩市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。
- (8) 石狩市議会令和5年第1回定例会で令和5年度当初予算（案）が否決された場合は、本プロポーザル審査を中止する。なお、申請等に要した費用は提案者の負担とし、返還等を行わない。

10. 担当部局（書類提出先・問合せ先）

石狩市環境市民部環境課（担当：加藤・角井）
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
TEL : 0133 - 72 - 3698（直通）／ FAX : 0133 - 75 - 2275
E-mail : k-seisaku@city.ishikari.hokkaido.jp